

## 第 20 号 議 案 品 川 区 子 ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

### 1. 改 正 理 由

#### (1) 品 川 区 子 ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー

現所在地の土地および建物の賃貸借契約期間が満了となり、品川区役所第3庁舎2・4階部分（相談窓口は4階に集約）に移転するため、所在地を変更する。

#### (2) 品 川 区 地 域 子 ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー 荏 原

荏原複合施設大規模工事の竣工に伴い、改修後の荏原保健センター内に移転するため、所在地を変更する。

### 2. 改 正 内 容

#### (1) 品 川 区 子 ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー

【施行期日】令和8年4月27日



#### (2) 品 川 区 地 域 子 ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー 荏 原

【施行期日】令和8年5月7日



### 3. 新 旧 対 照 表

別紙「新旧対照表」のとおり

## 品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する新旧対照表

新			旧		
令和2年3月30日条例第5号			令和2年3月30日条例第5号		
(設置)			(設置)		
第1条 子育て家庭に関する相談および事業ならびに女性相談を通じて、子どもおよびその家庭ならびに女性を支援することにより、区民が安心して生活することができる環境の充実を図るため、品川区子ども家庭支援センターおよび品川区地域子ども家庭支援センター(以下これらを「センター」という。)を設置する。			第1条 子育て家庭に関する相談および事業ならびに女性相談を通じて、子どもおよびその家庭ならびに女性を支援することにより、区民が安心して生活することができる環境の充実を図るため、品川区子ども家庭支援センターおよび品川区地域子ども家庭支援センター(以下これらを「センター」という。)を設置する。		
(名称、位置および実施する事業)			(名称、位置および実施する事業)		
第2条 センターの名称、位置および実施する事業は、次のとおりとする。			第2条 センターの名称、位置および実施する事業は、次のとおりとする。		
(1) 品川区子ども家庭支援センター			(1) 品川区子ども家庭支援センター		
名称	位置	実施する事業	名称	位置	実施する事業
品川区子ども家庭支援センター	東京都品川区 <u>広町二丁目1番36号</u>	1 子どもおよびその家庭ならびに女性に関する総合相談 2 支援を要する子どもおよびその家庭ならびに女性への援助 3 子どもおよびその家庭ならびに女性の支援に関する情報の提供 4 子どもおよびその家庭ならびに女性の支援に関する関係機関との連携および調整 5 その他区長が必要と認める事業	品川区子ども家庭支援センター	東京都品川区二葉一丁目7番15号	1 子どもおよびその家庭ならびに女性に関する総合相談 2 支援を要する子どもおよびその家庭ならびに女性への援助 3 子どもおよびその家庭ならびに女性の支援に関する情報の提供 4 子どもおよびその家庭ならびに女性の支援に関する関係機関との連携および調整 5 その他区長が必要と認める事業
(2) 品川区地域子ども家庭支援センター			(2) 品川区地域子ども家庭支援センター		
名称	位置	実施する事業	名称	位置	実施する事業
品川区地域子ども家庭支援センター品川	東京都品川区北品川三丁目11番2号	1 子どもおよびその家庭に関する相談 2 支援を要する子どもおよびその	品川区地域子ども家庭支援センター品川	東京都品川区北品川三丁目11番2号	1 子どもおよびその家庭に関する相談 2 支援を要する子どもおよびその

新			旧		
品川区地域子ども家庭支援センター大井	東京都品川区大井二丁目27番20号	家庭への援助 3 子どもおよびその家庭の支援に関する情報の提供	品川区地域子ども家庭支援センター大井	東京都品川区大井二丁目27番20号	家庭への援助 3 子どもおよびその家庭の支援に関する情報の提供
品川区地域子ども家庭支援センター荏原	東京都品川区荏原二丁目9番6号	4 子どもおよびその家庭の支援に関する関係機関との連携および調整 5 その他区長が必要と認める事業	品川区地域子ども家庭支援センター荏原	東京都品川区西五反田六丁目6番6号	4 子どもおよびその家庭の支援に関する関係機関との連携および調整 5 その他区長が必要と認める事業
<p>2 品川区子ども家庭支援センターは、品川区地域子ども家庭支援センターを統括する。</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例中第2条の(1)の表品川区子ども家庭支援センターの項の改正規定は令和8年4月27日から、同条の(2)の表の改正規定は、同年5月7日から施行する。</u></p>			<p>2 品川区子ども家庭支援センターは、品川区地域子ども家庭支援センターを統括する。</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>		